

## 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例に関する事項

認可地縁団体が所有する不動産のうち一定の要件を満たすものについて、市町村長が公告手続を経て証明書を発行することにより、認可地縁団体が単独で当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記の申請をすることを可能とする特例を設けるものとされたこと。

当該特例措置は、認可地縁団体から市町村長への申請に基づいて行うものであり、市町村長は、申請の際に当該認可地縁団体から提出される不動産の所有状況等に関する疎明資料を確認し、当該申請を相当と認める場合に公告手続に移るものであること。また、市町村長の認可を受けていない地縁団体が特例適用の対象となる不動産を有する場合にあっては、同項の認可を受けたくて、特例適用を申請することが可能であること。

(平成26年5月30日付 総務省通知「地方自治法の一部を改正する法律の公布について(通知)」抜粋)